

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	
	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	
20	<b>2 県関係機関</b> (3) 愛知県尾張県民事務所 ア 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 イ 市の <u>実施する被災者の救助の応援及び調整</u> を行う。 <u>ウ 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整を行う。</u> <u>エ 可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</u> (6) 愛知県尾張農林水産事務所 イ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、災害復旧事業の実施 <u>及び指導</u> を行う。	<b>2 県関係機関</b> (3) 愛知県尾張県民事務所 ア 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 イ 市の <u>災害対策業務に対する支援</u> を行う。 <u>ウ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。</u> <u>(削除)</u> (6) 愛知県尾張農林水産事務所 イ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、災害復旧事業の実施 <u>に関する指導及び助言</u> を行う。	表記の整理 （現在の事務内容に変更）  表記の整理
22	<b>4 指定公共機関</b> (10) ソフトバンク株式会社 (略) <u>(追加)</u>  <u>(11) 株式会社イトーヨーカ堂、（略）</u>	<b>4 指定公共機関</b> (10) ソフトバンク株式会社 (略) <u>(11) 楽天モバイル株式会社</u> <u>ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</u> <u>イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。</u> <u>ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> <u>(12) 株式会社イトーヨーカ堂、（略）</u>	指定公共機関の追加に伴う修正
23	<b>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</b> (2) 小牧市医師会 ア 会員による <u>救護班</u> を編成し、医療及び助産の業務を行う。 イ (略) ウ (略)	<b>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</b> (2) 小牧市医師会 ア 会員による <u>医療救護班</u> を編成し、医療及び助産の業務を行う。 イ (略) ウ (略)	表記の整理
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>	
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	
	<b>第2節 自主防災組織・ボランティア団体との連携</b>	<b>第2節 自主防災組織・ボランティア団体との連携</b>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考
28	<b>1 市における措置</b> (2) 防災ボランティア活動への支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 行政、市民、自主防災組織等に対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	<b>1 市における措置</b> (2) 防災ボランティア活動への支援 ア ボランティアコーディネーターの確保 <b>市は</b> 、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、(略)	表記の整理
29	<b>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (1) ボランティアの受入体制の整備 イ 社会福祉協議会は、防災訓練等においてNPO・ボランティア関係団体等の協力を得て、 <b>災害ボランティア支援センター</b> の立ち上げ訓練を行う。	<b>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (1) ボランティアの受入体制の整備 イ 社会福祉協議会は、防災訓練等においてNPO・ボランティア関係団体等の協力を得て、 <b>広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンター</b> の立ち上げ訓練を行う。	表記の整理
<b>第3節 企業防災の促進</b>		<b>第3節 企業防災の促進</b>	
30	実施担当 <b>企業立地推進課</b> 、商工振興課	実施担当 <b>企業立地・次世代産業推進課</b> 、商工振興課	組織改正に伴う修正
<b>第2章 建築物等の安全化</b>		<b>第2章 建築物等の安全化</b>	
<b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>		<b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>	
42	<b>4 上水道施設</b> (3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 (略) なお、小牧市管工事業協同組合と連絡を密にし、その全面的協力を得て活動できるよう措置をとるものとする。	<b>4 上水道施設</b> (3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 (略) なお、小牧市管工事業協同組合 <b>及びフジ地中情報株式会社</b> と連絡を密にし、その全面的協力を得て活動できるよう措置をとるものとする。	災害時協定締結のため
46	<b>7 農地、農業用施設</b> (4) ため池等の整備 (略) また、防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。	<b>7 農地及び農業用施設</b> (4) ため池等の整備 (略) また、防災重点 <b>農業用</b> ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴う整理
<b>第3章 都市の防災性の向上</b>		<b>第3章 都市の防災性の向上</b>	
<b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b>		<b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b>	
51	付属資料 3.7 土地区画整理事業実施状況	付属資料 3.8 土地区画整理事業実施状況	付属資料の記載に合わせるため
<b>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>		<b>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考				
	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>					
57	<table border="1"> <tr> <td>付属資料</td> <td>防災危機管理課、<u>総務課</u>、消防署、消防総務課 「市有施設の自衛消防体制の整備」については、関係各課</td> </tr> </table>	付属資料	防災危機管理課、 <u>総務課</u> 、消防署、消防総務課 「市有施設の自衛消防体制の整備」については、関係各課	<table border="1"> <tr> <td>付属資料</td> <td>防災危機管理課、<u>資産管理課</u>、消防署、消防総務課 「市有施設の自衛消防体制の整備」については、関係各課</td> </tr> </table>	付属資料	防災危機管理課、 <u>資産管理課</u> 、消防署、消防総務課 「市有施設の自衛消防体制の整備」については、関係各課	所掌事務の変更
付属資料	防災危機管理課、 <u>総務課</u> 、消防署、消防総務課 「市有施設の自衛消防体制の整備」については、関係各課						
付属資料	防災危機管理課、 <u>資産管理課</u> 、消防署、消防総務課 「市有施設の自衛消防体制の整備」については、関係各課						
61	<b>4 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、 <u>電気</u> 通信事業者は、(略)	<b>4 情報の収集・連絡体制の整備等</b> (3) 被災者等への情報伝達 (略) また、通信事業者は、(略)	表記の整理				
	<b>第6章 避難行動の促進対策</b>	<b>第6章 避難行動の促進対策</b>					
	<b>■ 基本方針</b>	<b>■ 基本方針</b>					
64	○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に <u>避難情報</u> を発令する。	○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。	表記の整理				
67	<b>第3節 避難情報に関するマニュアルの作成</b>	<b>第3節 避難情報に関するマニュアルの作成</b>	表記の整理				
	<b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>					
	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>					
72	<b>1 市における措置</b> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等	<b>1 市における措置</b> (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、 <u>Wi-Fi（無線LAN）</u> 、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等	小中学校の体育館に災害時に一般開放できるWi-Fiを整備したことに加え、他の避難所においても、災害時に備えて平時からWi-Fi環境を整備しようとする動きがあるため				
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>					
75	<b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b>	<b>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</b>	児童委員の				

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考
	<p>(4) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。</p>	<p>(4) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供 市は、消防機関、警察、民生委員、<u>児童委員</u>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者 <u>について、情報提供</u> の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。</p>	追記（防災基本計画の表記と統一） 表記の整理
	<b>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	<b>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	
	<b>第1節 火災予防対策に関する指導</b>	<b>第1節 火災予防対策に関する指導</b>	
78	<p><b>1 市における措置</b> (2) 防火対象物の防火・防災体制の推進 (略)このため、消防法に規定する防火対象物について自衛消防組織を設置させ防火・防災管理者を必ず選任させるとともに、<u>その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた</u>震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)</p>	<p><b>1 市における措置</b> (2) 防火対象物の防火・防災体制の推進 (略)このため、消防法に規定する防火対象物について自衛消防組織を設置させ防火・防災管理者を必ず選任させるとともに、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、(略)</p>	表記の整理
	<b>第9章 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第9章 広域応援・受援体制の整備</b>	
	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	
83	<p><b>2 市及び県における措置</b> (3) 受援体制の整備 (略) また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員<u>確保</u>制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p><b>2 市及び県における措置</b> (3) 受援体制の整備 (略) また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員<u>派遣</u>制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	表記の整理
	<b>第4節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第4節 防災活動拠点の確保等</b>	
85	<p><b>1 市及び県における措置</b> (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県 <u>の</u>基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。<u>なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。（追加）</u></p>	<p><b>1 市及び県における措置</b> (略) また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「<u>愛知県基幹的広域防災拠点</u>」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。なお、平常時は消防学校、及び公園として活用する。<u>当該拠点には、消防学校と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルと</u></p>	愛知県基幹的広域防災拠点の整備計画の修正に伴う修正及び追記

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考				
	(略)	<u>する。</u> (略)					
	<b>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</b>					
	<b>第1節 防災訓練の実施</b>	<b>第1節 防災訓練の実施</b>					
87	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>防災危機管理課、<u>総務課</u>、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署</td> </tr> </table>	実施担当	防災危機管理課、 <u>総務課</u> 、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>防災危機管理課、<u>資産管理課</u>、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署</td> </tr> </table>	実施担当	防災危機管理課、 <u>資産管理課</u> 、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署	所掌事務の変更に伴う修正
実施担当	防災危機管理課、 <u>総務課</u> 、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署						
実施担当	防災危機管理課、 <u>資産管理課</u> 、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署						
88	<b>3 市及び私立各学校等管理者における措置</b>	<b>3 市及び私立学校管理者における措置</b>	表記の整理				
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>					
91	<b>1 市、県及び名古屋地方気象台における措置</b> (6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) <u>電気</u> 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	<b>1 市、県及び名古屋地方気象台における措置</b> (6) 報道媒体の活用及び協力要請 (略) 通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。	表記の整理				
	<b>第3節 防災のための教育</b>	<b>第3節 防災のための教育</b>					
91	<b>1 市及び私立各学校等管理者における措置</b>	<b>1 市及び私立学校管理者における措置</b>	表記の整理				
	<b>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</b>	<b>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</b>					
93	<table border="1"> <tr> <td>付属資料</td> <td>防災危機管理課、広報広聴課、教育総務課、学校教育課、消防総務課、予防課、<u>消防署</u></td> </tr> </table>	付属資料	防災危機管理課、広報広聴課、教育総務課、学校教育課、消防総務課、予防課、 <u>消防署</u>	<table border="1"> <tr> <td>付属資料</td> <td>防災危機管理課、広報広聴課、教育総務課、学校教育課、消防総務課、予防課</td> </tr> </table>	付属資料	防災危機管理課、広報広聴課、教育総務課、学校教育課、消防総務課、予防課	記載の整理
付属資料	防災危機管理課、広報広聴課、教育総務課、学校教育課、消防総務課、予防課、 <u>消防署</u>						
付属資料	防災危機管理課、広報広聴課、教育総務課、学校教育課、消防総務課、予防課						
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>					
	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>					
	<b>第3節 災害救助法の適用</b>	<b>第3節 災害救助法の適用</b>					
102	<b>1 県における措置</b> (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」－「学用品の給与」 市町村立 <u>小・中</u> 学校等児童生徒分 県立 <u>高等学校</u> 、 <u>特別支援</u> 学校等、私立学校等児童生徒分	<b>1 県における措置</b> (3) 市町村への委任 表中 「救助の種類」－「学用品の給与」 市町村立学校児童生徒分 県立学校、私立学校等児童生徒分	市町村立特別支援学校分については、市町村が負担することとなっているため				
	<b>第2章 避難行動</b>	<b>第2章 避難行動</b>					
	<b>第1節 地震情報等の伝達</b>	<b>第1節 地震情報等の伝達</b>					

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考
105	<p><b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b>            気象庁及び名古屋地方気象台は、地震等に関する情報を発表・伝達する。            (1) 緊急地震速報            気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。<u>（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動警報に位置づけられる。）</u>  <u>（追加）</u></p>	<p><b>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置</b>            気象庁及び名古屋地方気象台は、地震等に関する情報を発表・伝達する。            (1) 緊急地震速報            気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。   <u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</u>  <u>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u></p>	<p>表記の整理            （気象庁HPの内容に統一）</p>
107	<p><b>第2節 避難の指示</b></p>	<p><b>第2節 避難情報</b></p>	<p>表記の整理</p>
107	<p><b>1 市における措置</b>            (2) 知事等への助言の要求            市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台 <u>又は</u> 中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p><b>1 市における措置</b>            (2) 知事等への助言の要求            市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p><b>第3節 住民等の避難誘導等</b></p>	<p><b>第3節 住民等の避難誘導等</b></p>	
109	<p><b>1 住民等の避難誘導等</b>            (略)            (3) 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</p>	<p><b>1 住民等の避難誘導等</b>            (略)            (3) 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員 <u>・児童委員</u> や地域住民と連携して行うものとする。</p>	<p>児童委員の追記（防災基本計画の表記と統一）</p>
	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b></p>	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b></p>	
	<p><b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b></p>	<p><b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b></p>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考
113	<p><b>1 市の措置</b></p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略）</p> <p><u>この場合において、市長は、被害の発生地域、避難情報の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる</u>県防災情報システムの<u>防災地理情報システム</u>を有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市長は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、（略）</p> <p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告</p> <p>市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、（略）</p>	<p><b>1 市の措置</b></p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告（略）</p> <p><u>報告にあたり</u>、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) <u>安否不明者</u>・行方不明者の情報収集</p> <p>捜索・救助体制の検討等に活用するため、市長は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上含む。）内で<u>安否不明者</u>・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、<u>安否不明者</u>・行方不明者として把握した者が、（略）</p> <p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告</p> <p>市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、（略）</p>	<p>防災情報システムの改修更新に伴う修正</p> <p>「災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針」の反映表記の整理</p>
	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	
	<b>第2節 応援部隊等による広域応援等</b>	<b>第2節 応援部隊等による広域応援等</b>	
123	<p><b>3 応援要員の受入れ体制</b></p> <p>防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、<u>は</u>知事及び市長は、（略）</p>	<p><b>3 応援要員の受入れ体制</b></p> <p>防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、<u>、</u>知事及び市長は、（略）</p>	表記の整理
	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	<b>第3節 自衛隊の災害派遣</b>	
125	<p><b>1 自衛隊における措置</b></p> <p>(6) 連絡要員の派遣</p> <p>自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。</p>	<p><b>1 自衛隊における措置</b></p> <p>(6) 連絡要員の派遣</p> <p>自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、<u>又は災害派遣要請を受けることが予想されるとき</u>は、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。</p>	表記の整理
	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	
129	<p><b>2 防災活動拠点の確保等</b></p> <p>表1 防災活動拠点の区分と要件等 表中</p> <p>3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 宿泊施設」</p>	<p><b>2 防災活動拠点の確保等</b></p> <p>表1 防災活動拠点の区分と要件等 表中</p> <p>3 広域防災活動拠点 要件 施設整備の記載内容 「倉庫等 <u>できれば</u>宿泊施設」</p>	表記の整理
	<b>第5章 救出・救助対策</b>	<b>第5章 救出・救助対策</b>	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考
	<b>■ 基本方針</b>	<b>■ 基本方針</b>	
131	○ 愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災航空隊を設置している。救出・救助活動の実施に当たっては、この防災ヘリコプターの活用を考慮する。</u>	○ 愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、 <u>防災ヘリコプターを用いた活動体制を整備している。</u>	ヘリコプターの運航を名古屋市に事務委託したため
	<b>第1節 救出・救助活動</b>	<b>第1節 救出・救助活動</b>	
132	<b>2 市における措置</b> (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を <u>要求</u> する。 (3) 広域的な <u>消防部隊の応援要請</u> を行う必要が生じた場合、（略）	<b>2 市における措置</b> (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を <u>要請</u> する。 (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、（略）	表記の整理
	<b>第2節 航空機の活用</b>	<b>第2節 航空機の活用</b>	
134	<b>1 市における措置</b> (2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う場合は、 <u>愛知県防災航空隊</u> に対し、電話により次の事項を通報し、通報後、遅滞なく <u>防災航空隊</u> に対し、 <u>防災航空隊緊急出動要請書</u> をファクシミリにて送付するものとする。 （略） (3) 連絡先は、 <u>防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ</u> とする。 <u>ア 電話0568-29-3121（一般連絡用）</u> <u>イ 電話0568-54-1190（災害要請用） FAX 0568-29-3123</u>  (5) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「 <u>愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱</u> 」、「 <u>愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領</u> 」及び「 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u> 」の定めるところによる。	<b>1 市における措置</b> (2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う場合は、 <u>名古屋市消防航空隊</u> に対し、電話により次の事項を通報し、通報後、遅滞なく <u>名古屋市消防航空隊</u> に対し、 <u>航空機隊支援出動要請書</u> をファクシミリにて送付するものとする。 （略） (3) 連絡先は、 <u>名古屋市消防航空隊及び名古屋市防災指令センター</u> とする。 <u>ア 一般連絡用</u> <u>（名古屋市消防航空隊）</u> <u>電話 0568-28-0119 FAX 0568-28-0721</u> <u>イ 災害要請用</u> <u>（ア）名古屋市消防航空隊【8時45分～17時30分】</u> <u>電話 0568-54-1190 FAX 0568-28-0721</u> <u>（イ）名古屋市防災指令センター【17時30分～8時45分】</u> <u>電話 052-961-0119 FAX 052-953-0119</u> (5) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u> 」及び「 <u>名古屋市航空機支援出動要請要領</u> 」の定めるところによる。	「愛知県防災ヘリコプター支援協定」を廃止し、新たに「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」を締結したため名称及び内容が変更となったため
135	<b>2 航空機の運用調整</b> 附属資料 2.5.3 ヘリポート可能箇所 5.1.10 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>	<b>2 航空機の運用調整</b> 付属資料 2.5.3 ヘリポート可能箇所 5.1.10 <u>愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定</u>	同上



地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考
	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	
	<b>第1節 医療救護</b>	<b>第1節 医療救護</b>	
143	<b>1 予想される被害・状況等</b> (略) また、震災時においては、医療機関そのものが、災害により本来の機能を発揮することが不可能となり、まず交通麻痺により <b>救護班</b> の派遣及び患者輸送の困難等いろいろの問題があり、救急対策は難渋することが考えられる。	<b>1 予想される被害・状況等</b> (略) また、震災時においては、医療機関そのものが、災害により本来の機能を発揮することが不可能となり、まず交通麻痺により <b>医療救護班</b> の派遣及び患者輸送の困難等いろいろの問題があり、救急対策は難渋することが考えられる。	表記の整理
	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
	<b>第2節 道路施設対策</b>	<b>第2節 道路施設対策</b>	
154	<b>2 市における措置</b> (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う <b>ものとする</b> 。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。	<b>2 市における措置</b> (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として <b>区間を指定して</b> 、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。	表記の整理
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	
162	<b>1 市における措置</b> (4) 避難所の運営 カ 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 <u>(追加)</u> キ 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、(略)	<b>1 市における措置</b> (4) 避難所の運営 カ 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 <u>なお、Wi-Fi（無線LAN）が整備されている避難所については、Wi-Fi（無線LAN）を避難者に開放し、避難者自身がメールやSNS等による安否確認やWebサイトで災害情報の収集をできるように努めること。</u> キ 要配慮者への支援 避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・ <u>児童委員</u> 、(略)	小中学校の体育館に災害時に一般開放できるWi-Fiを整備したため 児童委員の追記（防災基本計画の表記と統一）
	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第2節 食品の供給</b>	<b>第2節 食品の供給</b>	
168	<b>1 市における措置</b>	<b>1 市における措置</b>	国の組織再

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考
	(3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（ <u>政策統括官</u> ）に要請を行うことができる。（略）	(3) 米穀の原料調達 ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（ <u>農政局長</u> ）に要請を行うことができる。（略）	編に伴う修正
	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
178	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名： <u>電気</u> 通信事業者、移動通信事業者	表中 区分 第5節 通信施設の応急措置 機関名：通信事業者、移動通信事業者	表記の整理
	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	<b>第5節 通信施設の応急措置</b>	
183	<b>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b> （略）	<b>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</b> （略）	表記の整理
	<b>第16章 学校における対策</b>	<b>第16章 学校における対策</b>	
	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	<b>■ 主な機関の応急活動</b>	
196	機関名：市 ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 学用品の支給</u> ○ 応援の要求・指示	機関名：市 ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 教科書等の給与（市立学校）</u> ○ 応援の要求・指示	表記の整理
196	機関名：国立・私立学校設置者（管理者） ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>（追加）</u> ○ 応援の要求・指示	機関名：国立・私立学校設置者（管理者） ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 教育施設の確保 ○ 避難の実施 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 <u>○ 教科書等の給与（私立学校等）</u> ○ 応援の要求・指示	表記の整理
	<b>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>	<b>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>	
197	<b>1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置</b> (1) 気象警報等の把握・伝達 （略）	<b>1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置</b> (1) 気象警報等の把握・伝達 （略）	表記の整理

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考				
	<p>ア 県立学校等 （略）</p> <p>イ 市立学校等 （略）</p> <p>ウ 私立学校等 （略）</p>	<p>ア 県立学校 （略）</p> <p>イ 市立学校 （略）</p> <p>ウ 私立学校 （略）</p>					
	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>	<b>第4節 教科書・学用品等の給与</b>					
199	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という）を喪失又は はき損し、就学上支障を来した市立<u>小中</u>学校等の児童・生徒に対して 学用品等を給与する。</p>	<p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という）を喪失又は はき損し、就学上支障を来した<u>市立学校等</u>の児童・生徒に対して学用品 等を給与する。</p>	表記の整理				
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>					
	<b>第6章 商工業・農業の再建支援</b>	<b>第6章 商工業・農業の再建支援</b>					
	<b>第1節 商工業の再建支援</b>	<b>第1節 商工業の再建支援</b>					
218	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>商工振興課、<u>企業立地推進課</u></td> </tr> </table>	実施担当	商工振興課、 <u>企業立地推進課</u>	<table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>商工振興課、<u>企業立地・次世代産業推進課</u></td> </tr> </table>	実施担当	商工振興課、 <u>企業立地・次世代産業推進課</u>	組織改正に伴う修正
実施担当	商工振興課、 <u>企業立地推進課</u>						
実施担当	商工振興課、 <u>企業立地・次世代産業推進課</u>						
	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>					
	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</b>	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</b>					
224	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記 する条件 表中 発表時間 欄 地震発生等から5～30分__ 地震発生等から最短で2時間__</p>	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記 する条件 表中 発表時間 欄 地震発生等から5～30分<u>後</u> 地震発生等から最短で2時間<u>後</u></p>	表記の整理				
	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>	<b>別紙 東海地震に関する事前対策</b>					
	<b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	<b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>					
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>					
246	<p>表中 第2節：災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 機関名：<u>電気</u>通信事業者、移動通信事業者</p>	<p>表中 第2節：災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備 機関名：通信事業者、移動通信事業者</p>	表記の整理				
	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b>	<b>第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</b>					

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（令和3年11月修正）	修正（令和4年11月修正）	備考
249	<b>6 電気通信事業者及び移動通信事業者における措置</b>	<b>6 通信事業者及び移動通信事業者における措置</b>	表記の整理
	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	
	<b>■ 主な機関の措置</b>	<b>■ 主な機関の措置</b>	
250	表中 第1節：避難対策 機関名：市 主な措置：1(2)避難の <b>勧告</b> 等	表中 第1節：避難対策 機関名：市 主な措置：1(2)避難の <b>指示</b> 等	表記の整理
	<b>第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係</b>	<b>第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係</b>	
260	<b>5 通信事業者における措置</b> (1) 地震防災応急対策等に関する広報 (略) エ 西日本電信電話株式会社 <b>の名古屋支店</b> における業務実施状況	<b>5 通信事業者における措置</b> (1) 地震防災応急対策等に関する広報 (略) エ 西日本電信電話株式会社 <b>の東海支店</b> における業務実施状況	表記の整理